

優秀論文賞の規定

第1条 選考対象

集積化 MEMS 技術研究会は、集積化 MEMS 技術研究会が主催もしくは共催する研究発表会(シンポジウム、ワークショップを含む、以下研究発表会と呼ぶ)での一般応募講演の発表された論文のうち、特に優秀なものについて、その著者を表彰することを目的に優秀論文賞として選考する。

第2条 応募資格

優秀論文賞を受けるものは、つぎの各号に該当するものから選定する。

- 1) 発表申込の際、発表者として登録し、かつ実際に発表を行ったものであること。
- 2) 受賞時に集積化 MEMS 技術研究会の登録会員であること、または登録会員となる意思を表明していること。

第3条 選考方法

選考は以下の方法により実施する。広く公明正大に実施を行うものとする。

- 1) 論文委員会が組織されている場合、論文委員会が選考委員会を設置する。論文委員会が組織されていない場合、論文委員長が選考委員会を設置する。
- 2) 選考委員会が受賞候補者の選考を行う。研究発表会でアンケートが実施される場合、その結果を参考にする。
- 3) 受賞件数は該当者の20%以内もしくは選考委員会の判断により決定する。
- 4) 同一著者による複数回受賞も可とする。

第4条 選考結果

選考委員会は選考結果を運営委員会に報告し、運営委員会が受賞者を決定する。その後、研究会ホームページにて受賞者を発表する。受賞者には、事務局より受賞決定通知書を送付する。

第5条 表彰式

研究会講演会など本研究会主催次期行事にて実施する。

第6条 表彰内容

表彰状、記念品贈呈(発表者のみ)

第7条 改定

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本規定を改定することができる。

附則

1. この規定は平成21年 2月 1日より施行する。
平成25年3月29日一部変更
平成28年3月29日一部変更
平成28年8月1日一部変更

優秀ポスター賞の規定

第1条 選考対象

集積化 MEMS 技術研究会は、集積化 MEMS 技術研究会が主催もしくは共催する研究発表会(シンポジウム、ワークショップを含む、以下研究発表会と呼ぶ)での一般応募のポスター発表及び展示者から発表されたポスター及び出展のうち、特に優秀なものについて、その著者を表彰することを目的に優秀ポスター賞として選考する。

第2条 応募資格

優秀ポスター賞を受けるものは、つぎの各号に該当するものから選定する。

- 1) 発表申込の際、発表者として登録し、かつ実際に発表を行ったものであること。
- 2) 受賞時に集積化 MEMS 技術研究会の登録会員であること、または登録会員となる意思を表明していること。

第3条 選考方法

選考は以下の方法により実施する。広く公明正大に実施を行うものとする。

- 1) 論文委員会が組織されている場合、論文委員会が選考委員会を設置する。論文委員会が組織されていない場合、論文委員長が選考委員会を設置する。
- 2) 選考委員会が受賞候補者の選考を行う。研究発表会でアンケートが実施される場合、その結果を参考にする。
- 3) 受賞件数は該当者の20%以内もしくは選考委員会の判断により決定する。
- 4) 同一著者による複数回受賞も可とする。

第4条 選考結果

選考委員会は選考結果を運営委員会に報告し、運営委員会が受賞者を決定する。その後、研究会ホームページにて受賞者を発表する。受賞者には、事務局より受賞決定通知書を送付する。

第5条 表彰式

研究会講演会など本研究会主催次期行事にて実施する。

第6条 表彰内容

表彰状、記念品贈呈(筆頭者のみ)

第7条 改定

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本規定を改定することができる。

附則

1. この規定は平成21年 2月 1日より施行する。

平成25年3月29日一部変更

平成28年3月29日一部変更

平成28年8月1日一部変更

研究奨励賞の規定

第1条 選考対象

集積化 MEMS 技術研究会は、集積化 MEMS 技術研究会が主催もしくは共催する研究発表会(シンポジウム、ワークショップを含む、以下研究発表会と呼ぶ)での一般応募講演の発表者(口頭発表およびポスター発表の筆頭者)から発表された論文のうち、集積化 MEMS 技術の進歩向上に貢献すると期待される優れた若手会員に対し、その功績を称えることを目的に研究奨励賞として選考する。

第2条 応募資格

研究奨励賞を受けるものは、つぎの各号に該当するものから選定する。

- 1) 発表年月日以降の4月1日時点において満33歳以下で、過去に本研究会奨励賞あるいは応用物理学会奨励賞を受賞していない方。
- 2) 発表申込の際、発表者として登録し、かつ実際に発表を行ったものであること。
- 3) 受賞時に集積化 MEMS 技術研究会の登録会員であること、または登録会員となる意思を表明していること。

第3条 応募方法

講演申し込み時に、応募資格が有ることを明記することとする。

第3条 選考方法

選考は以下の方法により実施する。広く公明正大に実施を行うものとする。

- 1) 論文委員会が組織されている場合、論文委員会が選考委員会を設置する。論文委員会が組織されていない場合、論文委員長が選考委員会を設置する。
- 2) 選考委員会が受賞候補者の選考を行う。研究発表会でアンケートが実施される場合、その結果を参考にする。
- 3) 受賞件数は該当者の20%以内もしくは選考委員会の判断により決定する。

第4条 選考結果

選考委員会は選考結果を運営委員会に報告し、運営委員会が受賞者を決定する。その後、研究会ホームページにて受賞者を発表する。受賞者には、事務局より受賞決定通知書を送付する。

第6条 表彰式

研究会講演会など本研究会主催次期行事にて実施する。

第7条 表彰内容

表彰状、記念品贈呈

第8条 改定

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本規定を改定することができる。

附則

1. この規定は平成21年 2月 1日より施行する。

平成25年3月29日一部変更
平成28年8月1日一部変更